

# 日本統治下台湾における時差撤廃とラジオ

井川充雄

## 一 はじめに

一八九四年に勃発した日清戦争に勝利した日本は、翌一八九五（明治二八）年に締結された下関条約に基づいて台湾を清朝から割譲された。そして、日本への割譲反対を唱える台湾民主国の勢力を一掃すると、同年六月一七日、台湾総督府は施政を正式に開始した。このあと、大日本帝国は一二月二七日に以下の勅令を公布した。

第一條 帝国従来の標準時は自今之を中央標準時と称す

第二條 東経百二十度の子午線の時を以て台湾及澎湖列島並び八重山及び宮古列島の標準時と定め之を西

部標準時と称す

第三條 本令は明治廿九年一月一日より施行す<sup>1</sup>

このように、台湾と内地との時差を一時間に設定したのであるが、このとき従来国内と同じであった八重山および宮古島群島も「西部標準時」に移されたのである。

こうして台湾の統治が始まったのであるが、それから四〇年余り経った一九三七（昭和一二）年一〇月一日付で「西部標準時」は廃止され、他の全ての外地（植民地）と同様、台湾は日本の「中央標準時」を用いることとなった。

こうした台湾領有に伴う西部標準時の制定について、成田龍一は「西部標準時の制定は、国民国家の時間が、植民地主義の時間を内包しており、日本が帝国の時間を採用す

るにいたったことを示している」<sup>2</sup>と指摘する。その上で、成田は、中国、満洲、朝鮮、台湾、南洋での暦や祝祭日の変遷を検討した上で、「帝国」植民地主義の時間は、国境を越え植民地に侵犯し、植民地・地域の時間を帝国の時間に編成替えしようとする」<sup>3</sup>とも論じている。

日本統治下の台湾における暦の変遷については、顔杳如が、興味深い研究を行っている<sup>4</sup>。また、標準時の制定を初めとする日本統治下における時間観念の編成については、呂紹理が極めて多角的に論じている<sup>5</sup>。

そこで、本稿は、これらの先行研究の成果に大いに負いつつも、台湾における「西部標準時」の廃止、「中央標準時」への移行の経緯を、当時普及しはじめていたラジオとの関連で検討しようとするものである。

## 二 時差撤廃をめぐる論争

台湾のみならず、外地の時刻を日本の標準時に統一せよとの主張は、日本国内でも少なからずあったようだ。例えば、京都帝国大学理学部教授の山本一清は、同大学の天文同好会（のち東亜天文協会、東亜天文学会と改称）が発行する雑誌『天界』紙上で、盛んにそれを繰り返している。

山本は、まず、満州国の標準時と日本の標準時に合わせ

ることを主張する。その理由として、山本は「日本中央標準時の経線即ち東経百三十五度の線は満洲の最東端をかすめてゐる線であつて、全く満洲に縁の無いものでもないといふことがその理由の一。又、近年は世界各国が、少なくとも夏期半年はいはゆるサマータイムを實行してゐる現付<sup>マ</sup>では、グリニチに先んずる八時よりも九時間を先んずる日本中央標準時を断然採用するを賢明なりとすべきである。これが理由の第二。次に、満洲と日本とが同一時刻を標準時とすることが如何に便利であるかは今更いふまでも無い。これが理由の第三。現に朝鮮が併合の最初から日本中央標準時を採用してゐるに鑑みても、日本中央標準時即ちグリニチ東経百三十五度の経線を採用するが賢明であると思ふ。」<sup>6</sup>としている。

その山本が、次に主張したのが、台湾の合流である。以下が、山本の主張である。

吾輩が満洲国の朝野に期待する所は、其のまゝ台湾にも当てはまる理である。台湾は我が日本の領土として、所謂「西部標準時制」を用ゐてゐる唯一の地である。しかし此の台湾が、琉球までも日本々国と共に実行してゐる「中央標準時」を用ゐずに、わざわざ別の

「西部標準時」を固守する理由が果して何所にあるか？

〔中略〕引用者〕とにかく、満洲へのアッピールの場合に述べたのと全く同じ理由により、吾人は台湾にも「中央標準時」への合流をすゝめたい。利益は、やはり経済と保健と交通上からである。損失は皆無である。殊に台湾が北緯二二度乃至二五度の低緯度であるため、満洲国の場合よりも更に明確に所謂「サンマ・タイム」の利益を一年通じて享受する特権を先天的に與へられてゐる事を忘れてはならない。

さらに、山本は日本の勢力が拡大した一九三八年には、日本の支配地域が総て日本標準時に統一することを主張していた。

他方、台湾と内地との時差を撤廃し、東経一三五度を基準にした日本の標準時に統一すべしとする論は、台湾ではかねてからあったようだが、一九三七年一月一日から満洲が日本標準時に統一することが決まると、議論が一気に燃え上がった。すなわち、『台湾日日新報』は一九三六年五月一六日の記事で、「現在一時間の時差を持つ内台間の時間を統一したらどうかとの問題は多年の懸案で、每晚ラヂオ

で聞く時刻放送に『台湾と満洲では……』のアナウンスは何でもないやうで一才耳障りである、ところが今度の満洲国では勅令により日本内地と同一標準時を採用する事になったので、このニュースは島内識者間にも相当反響を呼び、内台時間統一の問題が再び台頭して来た」とした上で、統一賛成論者の主張と、反対論者の主張を掲げている。賛成論者の主張は、通信・交通・経済上の便益があること、サマータイム制と同様の日光節約 (Day Saving) の効果があることであり、反対論者の主張は、自然に反していること、時差撤廃で内地との関係では便利になるものの、同時に対岸 (大陸) や南洋との交通通信上には不便になることなどであった。この時点で、この後の論点はほぼ出そろつていると言える。

その後、台湾の商工会からも時差撤廃の要望が出るなど、撤廃論が広がるなか、総督府は部局長会議に諮った上で、時差撤廃の方針を決定した。『台湾日日新報』も社説で、「人も知る如く台湾に就ては政府から内地延長主義であることが声明され、諸政治向きの事柄もすべてこれから割出されて居るのに、独り時間の事のみが『内地延長』で無かつた事が寧ろ不思議と言っても差支あるまい。」<sup>12</sup>と撤廃論を後押ししている。すなわち、内地と同様の法律や

規則を適用することで、台湾を日本の植民地ではなく、領土の一部として位置づけることが、台湾の地位向上につながるという「内地延長主義」の立場からの時差撤廃賛成論であった。

その一方で、時差撤廃反対論も、たびたび論壇を賑わしている。なかでも『台湾公論』は、「非常時の今日 同じ日本の領土内に於て一時間も時間を違はして置くはケシからぬ……といふのが撤廃論者の主張らしいが、(中略——引用者)一時間ちがってゐるものをどうでも一つにしなれば気が済まぬのが今日のいはゆる「統制主義」であり「画一主義」である」<sup>13</sup>とし、「内地延長主義」にもとづく時差撤廃論を「統制主義」、「画一主義」と批判している<sup>14</sup>。同誌の一九三七年元旦号は、この問題の特集しているが、その中で興味深い調査結果を掲載している。

内地台湾間の時差問題については最近彼此と論議されて居るが本社は輿論を聞く意味に於て輿論の第一線に立つて居る操觚者諸氏五十名に對し時差統一の可否につき意見を求めたところ、十二月十五日の本稿で切期日までに二十五名の回答に接した。之を分類すると左の通りである。

統一賛成 十六名  
統一反対 十三名  
ハッキリせぬもの 二名  
問題とせぬもの 二名<sup>15</sup>

このように、操觚者(記者・編集者など)の間でも、意見が分かれていた。例えば同じ『台湾日日新報』でも、「絶対に反対」(衛藤俊彦)、「軽薄な議論だ」(上田宏堂)、「反対理由の一」(木場一三)、「現状のまゝに」(桑原博)といった反対論を述べるものもあれば、「統一を要望」(大澤貞吉)、「撤廃は必要」(鈴木巖)といった積極論を主張するものもいて、社内でも意見が割れていたことがわかる。

同様に、『台湾地方行政』という雑誌も、「全島の代表的人士約三百名に對し往復葉書を以て意見の開陳を煩した」とする記事を掲載している。詳細は省略するが、全体として撤廃反対論が多かった<sup>16</sup>。このように、当時の台湾で實際的な力を持っていた指導者層(多くは日本人)の間でも、時差撤廃一辺倒ではなかったのである。

ではラジオにおいてはどうかであろうか。放送の場合、その内容を後から検証するのは困難であるが、台湾放送協会が発行した『内台時差問題を語る——放送座談会——』

と題するパンフレットがある。これは、「時の記念日」にあたる一九三六年六月一〇日にラジオで放送された座談会を活字化したものである<sup>17</sup>。

座談会の出席者は、玉野代治郎（台湾総督府文教局社会課長）、大澤貞吉（台湾日日新報社主筆）、小坂正文（台湾放送協会放送部長、司会）、田邊幸四郎（国際電話株式会社台北出張所長）、佐倉光一（航空官）、白鳥勝義（台北帝国大学教授理学博士）、志摩源三（台湾銀行調査課次長）の七名であった。そのほか、海軍侍従武官の酒井武雄と、測候所長の西村傳三が出席予定だったが欠席している。

冒頭で、司会の小坂は、以下のようにこの問題を提起する。

殊に最近内地とは電話で直接に話が出来る様になったり或は飛行機で往復が出来るようになったり、ラヂオも大分前から毎日内地のものが直接聴かれると云ふような風になりましたから、此の時差という云ふものを、だん／＼不便なものである、と云ふ様に考えられる方が相当多くなり、何でも此の時間を変へられるものならば変へたら宜いぢやないか、内地と同じにした

ら宜いぢやないかと云ふ様な声が高まって参りましたものですから、それに就ていろ／＼各方面の方々のご意見を承はつて、お互いに話合つて見やうではないかと云ふことから、この会を始めたのでございます。

その上で、各自がそれぞれの主張をするのだが、以下簡潔にまとめると、航空官の佐倉は、現状は飛行機の運航に不便とし、国際電話の田邊は、いろいろ不便があるために、すでに中壘送受信所では内地時間に統一していると明かしている。台北帝国大学教授の白鳥は、太陽中心の生活が崩れてきているので標準時を変更しても構わないとの立場であるが、台湾銀行の志摩は、香港と時差が生じるので外国為替に一寸困ると述べている。総督府の玉野は本土の役所との連絡が便利になる点を挙げ、台湾日日新報社の大澤は、満洲国や関東州も内地と同じになり、台湾ばかりが取残され、国家統一の観念の上から面白くないと主張する。

また、台北放送局の小坂は、「放送局は撤廃と云ふことになりまずと非常に便利になります。内地と台湾のとのプログラムが一樣に行きますから、殊に全国的に朝早く起きてラヂオ体操をやるのも一斉に時間が合ひますし、それは非常に都合が好いです」と統一賛成の立場を表明した。

つまり台湾銀行の志摩が、香港と時差が生じるのが困ると述べたほかは、おおむね時差撤廃、すなわち日本標準時への統一に賛成であった。こうした討論を受け、司会の小坂は、「一つこれを機会に皆夫々お互ひに時差を撤廃して貰ふと云ふ方面にお互ひ尽力すると云ふことにしたら如何でございませうね。」と座談会を締めくくっている。

つまり討論会といつても、活字媒体の場合と違って反対論はほとんど見られない。むしろ、上意下達のメディアとして、時差撤廃への輿論の地均しをその役目としているかのようなのである。

事実、先に引用した『台湾日日新報』の記事も、この放送座談会の内容に触れた上で、「之を読んで見ても島民の日常生活上の便宜と利益といふ点からは非中央標準時に改むべきであると言ふ事に衆口一致して居る事は明白である」<sup>18</sup>としていた。

### 三 時差撤廃の前後

台湾総督府は、反対論や消極論を抑えて、いったんは一九三七年四月一日からの時差撤廃実施を決めたが、その実施には依然として紆余曲折があった。

というのは、前述のようにさまざまな反対論が提起さ

れ、輿論が割れていただけではなく、「冬期七時三九分日出の場合八時から授業を開始して果して小学校の児童の保健上何等の支障無きやに付ても考慮の余地もあり」<sup>19</sup>といった実際上の問題もあった。

さらに、『台湾日日新報』上に、台湾海峡に浮かぶ澎湖諸島の一都市である馬公に置かれた要港部参謀長による「現在我々は台湾と対岸支那および南洋方面の時間が一致してゐることによって便利であり又利することの大なることは到底他の方面には判るまい、殊に将来南洋発展を期し台湾はその拠点たる位置にあるものが何を苦しんで時間的に南支南洋方面に溝を拵へ内地と統一する必要があるか、両者の利害関係は大いしたものだ」との反対意見が公然と掲載され<sup>20</sup>、上官の海軍武官もそれに賛意を示すなど<sup>21</sup>、総督府と軍部との調整不足が露呈してしまった。その後、ようやく五月三〇日になって、九月一日より実施との報が紙面に<sup>22</sup>出ている。その後も、総督府は、日本政府との調整を進め、結局、改正勅令が九月二二日の閣議で決定し、二五日付けで公布された。これによりとうやく一九三七年一〇月一日に時差を撤廃し、台湾に「中央標準時」を適用することとなったのである<sup>23</sup>。

しかし、こうした時差撤廃は新たな矛盾を引き起こすこ

ととなった。というのは、先にも指摘のあった冬期の日の出時刻が遅くなるという問題である。そこで、総督府自体が、以下のように、冬期には執務時間を繰り下げの措置を取った。つまり時計の針は一時間早めるものの、実質的にはこれまで通りの時間帯にシフトするというものであった。

具体的には、以下の通りである。

#### 官庁一般執務時間

四月一日より五月三十一日迄、自午前九時至午後五時  
六月一日より九月三〇日迄、自午前八時至午後十二時  
十月一日より十月三十一日迄、自午前九時至午後五時  
十一月一日より翌年三月三十一日迄、自十時至午後五時迄  
但し土曜日は午一二時までとす<sup>24</sup>

しかも、この規定によらず、実際には一〇月一日から一時間の繰り下げが行われたところもあった。鉄道やバスのダイヤは一時間の繰り下げが実施された。他の企業等の対応は分かれた。すなわち、銀行においては、銀行法の規定

にしたがって新標準時の九時から営業することになった<sup>25</sup>。一方で、正米市場の立会は一時間繰り下げ（二〇時開始）となった<sup>26</sup>。『台湾日日新報』の紙面には各社ごとの対応が記載されており、まちなちな対応がなされたことがわかる。

また、ダンスホール、カフェー、遊郭などについて、総督府の保安課は繰り下げの措置を認めなかったため、営業時間が、実質上一時間短くなった<sup>27</sup>。これは、日中戦争を背景として、風紀の引き締めを利用したものであろう。

こうしたまちなちな対応に対しては、『台湾日日新報』も社説で、以下のように厳しく批判している。

更にいま一つの喰ひ違ひは折かく台湾が中央標準時に合流しながら、官庁の勤務時間が内地の諸官衙の勤務時間とピッタリ一致しない場合が多いことだ。時差を撤廃し、時計の上に於ても内台を一途にしよといふのが時差撤廃の最大眼目であるとするなら、官庁も銀行も会社も凡て内地のソレと同一時間内に勤務し、何時内台間に電話その他で要務の打合せ等があつても支障ない様にするのが立前であるべき筈だ。然るに、官庁も、銀行や諸会社も、時間の繰り下げを行ひ、単に

時計の針だけを内台一如としたのみで、勤務時間等は内地と別々であるといふのでは、何の為に時差撤廃を断行したのか意味が判らない。単なる時差の撤廃とは言へ、内台の社会生活を一途にし、内地台湾に区別を廃せんとする所に大なる意義があるのだから、官庁その他の勤務時間の如きも内地とピッタリ合ふ様に百尺竿頭更に一步を進むべきである<sup>28</sup>。

同様の批判は『ゆうかり』という雑誌にも、「どこまでも一時間遅れの昔なつかしとばかり、台湾時間を固守してゐる」といった文章にも見られる<sup>29</sup>。また、時差撤廃後の台湾の様子を掲載した『天界』でも、前述の山本一清は、「御説の通り、時計面を改めた以上、其の時計に従って日常生活を行ふべきです。時間の繰り下げなどは全く愚の至りであります。」と原則論に立った一文を添えている<sup>30</sup>。このように、時差を撤廃しながら、一時間繰り下げるといふ苦肉の策には内外から批判があった。

#### 四 ラジオの作る時間

ところで、当時、人々は正確な時刻をどのような手段で知ることができたのであろうか。竹山昭子は、ラジオにお

ける報時システムの確立を論じる中で、興味深い調査結果を紹介している。すなわち、一九三二（昭和七）年に日本国内で実施された第一回全国ラジオ調査（通信省・日本放送協会）において、「どんな放送を聞いているか」という問いに対して、第一位は「ニュース」で一九・五％、第二位は「時報」の一六・六％、そして第三位は「気象」の一六・二％であったという。このうち、第一位の「ニュース」と第三位の「気象」は想像に難くないものであるが、第二位の「時報」というのは、今日の感覚からすれば驚きに値するものである。竹山は、「一日の仕事を始めの前に正確な時刻を知りたい。生活時間のよりどころとなる家の柱時計の針を正しくしておきたい、こうした人びとの願望が、放送局への要望となったのであろう」と考察している<sup>31</sup>。

ただ、放送開始当初の日本国内におけるラジオの報時システムの仕組みは、以下のようなものであったという。すなわち、東京天文台で毎日、一時から四分間、および二時から四分間、中央標準時を銚子無線電信局へ送信するのを放送局が受信し、それを放送局のアナウンサーがストップ・ウォッチを見ながら秒読みをし、チューブラー・ベルをハンマーで叩いた。そのため誤差は最大で五秒に及んだという。また、初期の時報は、毎日一一時三〇分頃と



二二時四〇分頃の二回、報じられたが、番組の終わり方次第で知らせる時刻が異なっていた。(全国中継網完成後は、正午と二二時三〇分の二回となる。)つまり、時報といって、今日の観点からすれば、かなり精度に欠けるものであった<sup>32</sup>。

では、台湾においてはどうかであったのであろうか。

台湾でのラジオ放送が始まる以前に関しては、台北測候所で観測した正確な時刻が、全島の郵便局に電鈴で送られ、その上で、大砲や報時球で人々に知らされていた。報時球というのは、「測候所の塔の上にある赤い球は報時球で、正午三分前に球を引き上げ、正午に落下する仕掛け」のことである<sup>33</sup>。ただ、測候所から全島に連絡する際に、交換局の女性職員が眠気を催すためか正確に中継していないこともあったようだ<sup>34</sup>。

このあと、台湾でも、日本国内と同様に、一九二五年にラジオ放送が始まる。時報については、次のような記事が『台湾の専売』という雑誌に見られる。

賑やかな演芸放送も余韻を残しつゝ幕を閉ぢ、「只今より九時三十分の時刻をお報らせいたします」とアナ君の言葉について、「コツコツく……………カーン」ま

でよかったが、其の後に来るものは、「只今お報せしましたのは台湾では八時三十分でありました。」

この矛盾、僅か一分足らずの間にこんな大きなカラクリが事もなげに演ぜられる。次の瞬間、自分は台湾に居るんだとハッキリ認識させられる<sup>35</sup>。

このように内地からの中継によって、日本の中央標準時の二二時三〇分の時報をそのまま用いて、台湾の二〇時三〇分を知らせていた。

ただ、先ほどの竹山の指摘とは違い、台湾ではラジオによる時報が浸透していたわけではないようだ。というのは、『台湾日日新報』には、「電話加入者が交換手呼び出して「今何時ですか」と聞くと交換手は局の柱時計をチラと見て何時何分ですと答へる、之はもちろん交換事務ではないがサービスとあきらめて加入者を喜ばせて居る」との記事があり、しかも、高雄では、電話交換が自動式となつたにも関わらず、時刻の問い合わせが以前と少しも変わらないので、交換手を一席設けて元通り時刻を答えさせているとある。そして台北でもラジオができてからいくらか減りそうなものだが、少しも減っていないとしている<sup>36</sup>。

このように、ラジオによる時報があまり浸透しなかつた

のは、おそらくこの当時の台湾放送協会の放送は日本語のみであり、そのため加入者数が伸び悩んでいたことが背景にあるのだろう。

さて、一九三七年一月一日の時差撤廃を受けて、台湾放送協会もラジオ番組の変更を行った。同協会が発行していた月刊紙『ラヂオタイムス』の番組欄を見比べてみると、一九三七年九月までは、平日の場合、朝六時に「朝の挨拶・ラヂオ体操・朝の音楽」から放送が始まり、夜は「放送局編集ニュース・新聞社提供ニュース、公示並告知事項、明日の放送番組発表」を以て一〇時に放送が終了している。それが一〇月からは、七時からの「朝の挨拶・ラヂオ体操・朝の音楽」で始まり、一一時まで「気象通報・ニュース、新聞社提供ニュース、公示並告知事項、局報、明日の番組発表」が放送された。なお、この後、一一時から二〇分間ずつの「英語ニュース」「北京語ニュース」、一一時四〇分からの一五分間の「国語ニュース」が放送されるようになった<sup>37</sup>。つまり時差撤廃を受けて、放送時間を一時間繰り下げる措置が取られたのである。ただし、一九三八年六月から放送開始は六時三〇分に早められている。

こうした対応について、『台湾日日新報』の公開欄（投書欄）には、以下のような意見も掲載された。すなわち、「台

湾の時差撤廃実施に依って島民にはいかなる影響があったかおそらく現状では好結果を齎したとは思はれず、寧ろ総てが都合悪くなったと思ふ」、「役所の時間は一時間繰り下げたではないか、朝寝を奨励する様なものでせつかくの朝の爽快な気分を棄る愚さがある」と現状を批判した上で、ラジオについても「次にラヂオの放送時間も然り、ラヂオ体操は朝早くする方が有効である、夜のニュースの十時二十分は早寝するものには誠に不親切なものである、九時半時報後は直にニュースを初めては如何、台湾の重要な放送は九時半までにローカルでやつたらよいと思ふ」<sup>38</sup>としている。

## 五 おわりに

日本国内から見れば、植民地との時差を撤廃することは、経済や通信・交通上の利便性を増すだけでなく、帝国の一体化を促進するものと認識されていたのであろう。したがって、台湾領有直後はともかく、科学技術や産業の発展につれて、成田龍一という「国境を越え植民地に侵犯し、植民地・地域の時間を帝国の時間に編成替えしようとする」具体的な動きとして、時差撤廃が推し進められていた。

他方、支配を受ける台湾の側にも、「内地延長主義」の掛

け声の下、内地と同じルールを適用することで台湾の地位を引き上げたいとする欲求があったのだと言える。しかし、時差撤廃の場合、自然の摂理に反する面があり、時間という生活の根源に関わるだけに、そうした観念論だけでは議論を収束することはできなかった。当時の台湾の日本人指導者層の中にも賛否の意見が渦巻いていたことが、それを端的に物語っていたと言える。そして、それは、結局は、時差を撤廃しながら生活時間を一時間繰り下げるという妥協を生み出すこととなった。

しかし、戦局の進展は、そうした妥協を永続させることはなかった。例えば、『台湾婦人界』という雑誌には、ある女性からの以下のような投稿が掲載されている。

「全国民が己を空しうして国家の最高目的の前に打って一丸となれば前途何の恐るべきものがない——と近衛首相は去る十一日の演説会で述べられてゐる。我々は一挙、国民精神総動員に馳せ参じるの秋が来たのだ。この光栄ある任務の前に本島の婦人も決して引けはとらぬ筈である。否輝かしい働きを尽くして、数々の涙ぐましき話を聞かされてゐる。」

愈々十月一日から時差が撤廃されて時間が内地なみ

となる。これは単に時間のみではなく、何でも内地なみになる時がそれだけ近づいたものではなからうか。集合時の悪弊、台湾時間も此際一掃されたいものである<sup>39</sup>。

つまり、日本国内と共通した標準時の使用は、日本の時間の管理や規律を植民地にも広げ、時間観念を再編成しようとしたものであったと考えられる。筆者は別稿で、台湾におけるラジオ体操について論じたことがあるが<sup>40</sup>、そこでも述べたように、早起きをし、正確な時刻に従いながら、一日を効率的に過ごすという習慣を、日本から来た「内国人」のみならず、台湾にもとから居住する「本島人」にも涵養し、動員しようとするものであったのだろう。

こうした時間観念の再編成に際して、ラジオという新しいメディアは、工場や学校、軍隊といったものと並んで、うってつけのものであったに違いない。ラジオが果たしたそうした役割については、今後さらに検討していくこととしたい。

## 【注】

1 「雑報」『地学雑誌』八（二）、一八九六年、一一〇ページ。

- 2 成田龍一「近代日本の『とき』意識」佐藤次高・福井憲彦編『ときの地域史』山川出版社、一九九九年、三六四～三六五ページ。
- 3 同書、三七七ページ。
- 4 顔杳如「二つの正月―植民地台湾における時間の重層と交錯（一九八五―一九三〇年）」日本台湾学会編『日本台湾学会報』九号、二〇〇七年五月、および同「帝国の時間」と植民地台湾―天長節と紀元節を例として」同一三号、二〇一一年五月。
- 5 呂紹理「水螺響起 日治時期臺灣社會的生活作息」遠流、一九九八年。ただし、本稿ではその訳書である呂紹理「時間と規律 日本統治期台湾における近代的時間制度導入と生活リズムの変容」（交流協会、二〇〇六年三月）を参照した。
- 6 山本一清「新しい満州国の標準時制について」『天界』一二（一三四）、一九三二年五月。なお、山本は、「満州国の標準時を改めよ!」（『天界』一五（一七〇）、一九三五年五月号）でも同様の主張を繰り返している。
- 7 山本一清「台湾も合流せよ」『天界』一五（一七二）、一九三五年六月。
- 8 山本一清「東亜の標準時政策を論ず」『天界』一八（二〇五）、一九三八年四月。
- 9 「台湾と内地との時差撤廃の問題 満州国の標準時改正で再燃是非両論を聴く」『台湾日日新報』一九三六年五月二六日。
- 10 「日台標準時統一に関する請願」『台湾日日新報』一九三六年七月九日。
- 11 「時差撤廃の意見を語る けふの部局長会議」『台湾日日新報』一九三六年七月九日。
- 12 「台湾時間の中央標準時化 明年元旦から実現を見たい」『台湾日日新報』一九三六年九月一日付け夕刊（八月三十一日発行）。
- 13 「自然を無視する 時差撤廃は愚論」『台湾公論』一九三六年二月一日。
- 14 このほか、「台湾公論」一九三六年七月一日号には「時差撤廃問題 我田引水論を排す」といった論文も掲載されている。
- 15 「時差統一に対する可否」『台湾公論』一九三七年一月一日。
- 16 「時事三問題葉書回答」『台湾地方行政』一九三七年四月一日。
- 17 社団法人台湾放送協会「内台時差問題を語る ―放送座談会―」、一九三六年七月三〇日。以下、本節における引用・参照も同じ。
- 18 「台湾時間の中央標準時化 明年元旦から実現を見たい」『台湾日日新報』一九三六年九月一日付け夕刊（八月三十一日発行）。
- 19 「時差撤廃に関し あす座談会を開く 関係者が参集し意見交換」『台湾日日新報』一九三六年二月二日付け夕刊（二月一日発行）。
- 20 「内台時差撤廃に 馬公要港部は絶対反対 南支南洋との時差は不便だ」『台湾日日新報』一九三七年三月一八日。
- 21 「理由が徹底しない限り 時差撤廃に賛成は出来ぬ 肥後海軍武官所見を発表」『台湾日日新報』一九三七年三月一九日。
- 22 「九月一日より 時差撤廃を断行 督府で準備を進む」『台湾日

- 日新報』一九三七年五月三〇日。
- 23 「十月一日を期し 台湾も時差撤廃 内地と同時に改正／標準時改正要旨」『台湾日日新報』一九三七年九月二六日付け夕刊（九月二五日発行）このとき、八重山および宮古島群島も「西部標準時」から「中央標準時」に移した。
- 24 「十月一日を期し 台湾も時差撤廃 内地と同時に刻に改正／標準時改正要旨」『台湾日日新報』一九三七年九月二六日付け夕刊（九月二五日発行）。
- 25 「時差撤廃と 銀行営業時間 従来より一時間早く 窓口を開け閉めする」『台湾日日新報』一九三七年九月二六日。
- 26 「時差撤廃と 正米市場立会 一時間繰下げと決定」『台湾日日新報』一九三七年九月三〇日。
- 27 「明日から時差撤廃 カフェー等へキツイ命令」『台湾日日新報』一九三七年一〇月一日付け夕刊（九月三〇日発行）。
- 28 「勤務時間まで 内台一途へ 時計だけの時差撤廃は不可」『台湾日日新報』一九三七年一〇月七日。
- 29 「鳥秋漫語（六）内台時差撤廃」『ゆうかり』一九三七年一二月一日。
- 30 松本武男「去十月一日を期し台湾も「中央標準時制」へ合流」『天界』一八（二〇〇）、一九三七年一月。
- 31 竹山昭子『ラジオの時代』世界思想社、二〇〇二年、六三ページ。
- 32 同書、四三〜六七ページ。ならびに佐田一彦『放送と時間 放送の原点をさぐる』文一総合出版、一九八九年、一〇〜一九ページ。
- 33 「台北の時合せ 市民の時間に対する観念」『台湾日日新報』一九四一年一月二四日。
- 34 「台中時事小言（四）標準時と姫御前」『台湾日日新報』一九四四年六月二六日。
- 35 川端古今「街頭放語 時差撤廃」『台湾の専売』一九三七年一〇月二五日。
- 36 「標準時計」の大役も 交換手がお引受け モシモシ何時ですかの問合せが 一日に平均二千余回」『台湾日日新報』一九三六年八月二六日付け夕刊（八月二五日発行）。
- 37 台湾放送協会「ラヂオタイムス」五七号、一九三七年九月、ならびに五八号、一九三七年一〇月。
- 38 「時差撤廃を生かすの道」『台湾日日新報』一九三七年一〇月二一日。
- 39 古賀千代子「祈皇軍武運長久」『台湾婦人界』一九三七年一〇月一日。
- 40 井川充雄「日本統治時代の台湾におけるラジオ体操」『大衆文化』一二期、立教大学江戸川乱歩記念大衆文化研究センター、二〇一五年三月。
- 史料からの引用に際しては、人名を除いて、繁体字や旧字は新字に改めた。拗音・促音は、適宜、小書き仮名に改めた。また、適宜、句読点を補った。
- なお、旧来の「ラヂオ」という表記は、一九四一年四月に「ラジオ

オ」と改められた。(ただし、その前後でも両方の表記は併存している。)これについては本稿では、原文のままとした。

(立教大学社会学部教授)